

程に定めるもののほか、管理者の保有する個人情報の保護等の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合監査委員の
保有する個人情報の保護等に関する規程

(平成二十八年六月二十七日)
監 委 告 示 第 二 七 号

(趣旨)

第一条 この規程は、蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例(平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号)第二条において準用する蒲郡市個人情報保護条例(平成十年蒲郡市条例第二号)第三十四条の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合監査委員(以下「監査委員」という。)の保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用状況の報告)

第二条 監査委員は、毎年四月末日までに前年度の個人情報の保護等に関する運用状況を管理者に報告するものとする。

(この規程に定めのない事項)

第三条 監査委員の保有する個人情報の保護等については、この規

第二編 議会・監査 (蒲郡市幸田町衛生組合監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程)